

2-26 法令名： 都市計画法（S43法100）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5③	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)	規則59の3①	—	—	—	—
6⑤	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)	規則59の3①	規則59の3②	—	—	—
18③④	協議を受け、同意すること (国の利害に重大な関係がある都道府県の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	—	—
20①	図書の写しの送付を受けること (都道府県又は市町村の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	20①	—
23①～③、⑤	農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき)	規則59の3①	—	自治	—	—
24①②④	必要な措置をとるべきことを指示すること等 (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対す)	規則59の3①	規則59の3②	—	(24④)	—
59①②⑥、60①、60②②、61	都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
63①	事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
例外	法定		承認
例外	法定	○	事後報告
例外			
例外	法定	○	事後報告
例外			
例外			
例外	法定		事後報告
例外	法定		事後報告
例外	法定		事後報告

2-26 法令名：都市計画法（S43法100）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
72③	土地等の収用又は使用に係る告示 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等を行うこと	規則59の3①	規則59の3②	自治	80	—
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
82①	立入検査 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
87の2③④	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	—	—
〈87の2③④〉	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の変更)※21②において準用	規則59の3①	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定	○	事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
			例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
			例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)

P

P

2-⑪ 法令名： 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（S42法103）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—	—				P
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—					P



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—	—				例外
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—					例外

2-28 法令名： 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (S41法45)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						権限移譲後			備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
5①③	【道路管理者としての権限】 特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等	令5	—	法定 (2)①	—	自治	—						—



○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-29 法令名： 首都圏近郊緑地保全法 (S41法101)

条項	5②	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則6	—	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	例外



2-30 法令名：流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
26①	処分計画について協議し同意すること (施行者: 都道府県)	規則27	—	自治	—	—	自治			
26②	施行計画の届出受理 (施行者: 都道府県)	規則27	—	自治	—	—	自治			
43	都道府県又は市町村に対する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—	法定	○		
44②	必要な措置を講ずべきことを求めること (施行者: 都道府県)	規則27	規則27	自治	—	—	法定	○		
44④	承認の処分の取り消し又は変更 (地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業)	規則27	—	—	—	—	自治			
46①	農林水産大臣及び経済産業大臣への協議 (流通業務地区等に係る都市計画の決定等への同意しようとするとき)	規則27	—	—	—	—				
46②	行政機関の長への協議 (都道府県が定める処分計画への同意しようとするとき)	規則27	—	自治	—	—	自治		例外	



2-31 法令名： 地方住宅供給公社法 (S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5②	定款の変更の認可 (地方公社)	規則36	—	—	—	—
9	設立の認可 (地方公社)	規則36	—	—	—	—
12④	監事からの意見を受けること	規則36	—	自治	12④	—
26②	業務方法書の変更の認可	規則36	—	—	—	—
36②	解散の認可 (地方公社)	規則36	—	—	—	—
37の4	清算人の就職の届出の受理	規則36	—	—	—	—
38の2③④	裁判所に対し地方公社の解散及び清算に関し意見を述べること。	規則36	—	—	—	—
38の3	清算終了の届出の受理	規則36	—	—	—	—
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (地方公社)	規則36	—	自治	40①	—
41	監督上必要な命令をすること (地方公社)	規則36	—	自治	41	—
42①	業務等の停止等を命ずること (地方公社)	規則36	—	自治	42①	—
42②	認可を取り消すこと (地方公社)	規則36	—	—	—	—
<12④>	監事からの意見を受けること(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	12④	—
<27>、43③	事業計画及び資金計画の承認等(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	—	—
<32①>	地方公社の提出する財産目録、貸借対照表及び損益計算書の受理(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治	○		
自治			
自治	○		
自治			

2-③① 法令名： 地方住宅供給公社法(S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<40①>	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	40①	—
<41>	監督上必要な命令をすこと(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	41	—
<42①>	業務等の停止等を命ずること(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	42①	—



事務区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-32 法令名： 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（S39法145）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠		大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		省令15	省令15		事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画の決定等に同意しようとする場合)	省令15	省令15	—	—	—	—	—	—	—	P 例外
<5の2②>	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業について都市計画の決定等に同意しようとする場合)※6②において準用	省令15	省令15	—	—	—	—	—	—	—	P 例外
24②	施行者から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること(府県が施行)	省令15	省令15	—	自治	—	—	—	—	—	
38①	施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	省令15	省令15	自治	—	—	—	—	○	
39①	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等をするこ と(府県が施行)	省令15	省令15	省令15	自治	39①	—	—	—	○	



2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任規模	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					
				指定区内の1級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	【国土交通大臣の権限】								
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53③I	令53③	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
79①	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可	令53③II	—	—	—	—	—	—	—
79②	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意	令53③III	—	—	—	—	—	—	—
	【河川管理者としての権限】								
6①III	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
6②	高規格堤防特別区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
6③	樹林帯区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
6④	6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
9①	河川の管理	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
12①	河川台帳の調製、保管	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—	—	—
14①②	ダム等の操作規則の制定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
15	操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	P
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任振換	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考	
				指定区間内の1級河川		2級河川			
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
27①⑤	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可 (特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
28	竹木の流送等の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
29①	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすお それのある行為の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
30①②	ダム等の工作物の完成検査	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
31①	工作物の用途廃止の届出	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
31②	原状回復命令	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
32④	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る 都道府県知事への通知	令53①	—	—	—	—	—	—	—
33③	許可に基づく地位の承継の届出を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認(特定水利使 用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
35①②	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議	令53①	—	—	—	—	—	—	—
36①⑤	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意 見の聴取	令53①	—	—	—	—	—	—	—
37	工作物に関する工事の施行	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者へ の通知(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること(特定 水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
40②	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会 資本整備審議会の意見の聴取	令53①	—	—	—	—	—	—	—
42②~④	損失の補償に係る裁定(特定水利使用の一部に係 るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	法定	—	
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	—	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任振興	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考	
				指定区間内の1級河川		2級河川			
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
43①⑥	損失防止施設の設置に係る確認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
44①	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
46①	ダムの操作状況の通報を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
47①②④	ダムの操作規程の承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
50②	管理主任技術者の選任の届出を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
52	洪水調節のための指示	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—	—	—
53①③	渇水時における水利使用の調整に関する必要な情報の提供	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—	—	—
53の2① ～③	渇水時における水利使用の特例の承認	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
54①④	河川保全区域の指定	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—	—	—
54②	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①	—	—	—	—	—	—	—
55①	河川保全区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
56①③	河川予定地の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
57①②	河川予定地における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
58の2① ②	河川立休区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
58の3① ④	河川保全立体区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	法定	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任振換	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			
				指定区間内の1級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
58の3②	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事 の意見の聴取	令53①	—	—	—	—	—
58の4①	河川保全立体区域における行為の許可(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
58の5① ③	河川予定立体区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
58の6① ②	河川予定立体区域における行為の許可(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
63①②	他の都府県の費用の負担	令53①	—	—	—	—	—
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
67	原因者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
68②	附帯工事に要する費用の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
70①	受益者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
70の2① ②	特別水利使用者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
74①②③ ⑤	負担金、流水占有料等の督促、強制徴収	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
75①~⑦	監督処分(許可・承認の取消し・変更等)(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
76①③	監督処分に伴う損失補償(特定水利使用の一部に 係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
77①	河川監理員の任命、権限行使	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
88	許可を受けたもののみとされるものからの届出を受 けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	事後報告	例外
法定		事後報告	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任振換	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						
				指定区画内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	大臣並行権限	大臣並行権限	
89①~③ ⑤⑥⑧	調査、工事等のための立入り等	令53①	—	—	—	—	—	—	—	—
90①	許可等に条件を付すこと(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—
95	河川の使用等に関する国との協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定			対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-34 法令名： 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

条項	事務内容	出先機関 の場への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考
				補助国道		都道府県道		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【道路管理者としての権限】							
3②③	都道府県公安委員会の意見をきくこと (国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を 述べるとき)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
4	共同溝整備道路における許可等の制限	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
5①④	関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
6①	共同溝整備計画の作成	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
7①~④	共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること 等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
8	共同溝の建設廃止等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
11①②	共同溝管理規程を定めること等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
12①②、 14①	共同溝の占用の許可	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
17	共同溝の占用許可に基づき権利義務の譲渡の認可	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
18①	公益物件敷設の届出を受けること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
19	工事の中止等を命ずること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
20、21	共同溝に関する負担金の徴収	令9	—	自治	—	自治	—	—
<道路法 73>	共同溝に関する負担金の強制徴収※25において準 用	令9	—	自治	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	—	—	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	同意	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	指示 事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-35 法令名： 新住宅市街地開発法 (S38法134)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22①	住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	—	自治	—	—
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	—	自治	—	—
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—
41①	施行者である住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	—	自治	—	—
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	規則27	自治	—	—
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	—	自治	—	—
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	規則27	自治	42	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		

2-36 法令名： 不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
23①	不動産鑑定業者の登録申請書の受理	規則42① I	—	自治	—	—
24	不動産鑑定業者の登録	規則42① II	—	自治	—	—
25	不動産鑑定業者の登録の拒否	規則42① III	—	自治	—	—
<24>	不動産鑑定業者の変更登録※27④において準用	規則42① II	—	自治	—	—
<25>	不動産鑑定業者の変更登録の拒否※27④において準用	規則42① III	—	自治	—	—
26③	不動産鑑定業者の登録換えの通知	規則42① IV	—	法定(7)	—	—
27②	不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理	規則42① V	—	自治	—	—
28	事業実績概要書等の受理	規則42① VI	—	自治	—	—
29①	廃業等の届出の受理	規則42① VII	—	自治	—	—
30	不動産鑑定業者の登録の消除	規則42① VIII	規則42①	自治	—	—
31①②	不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	規則42① IX	—	自治 法定(7)(*)	—	—
32②	登録申請手数料の徴収	規則42① X	—	—	—	—
41	不動産鑑定業者に対する監督処分	規則42① XI	規則42①	自治	—	—
43①～③	不動産鑑定業者に対する聴聞等	規則42① XII	—	自治	—	—
44	不動産鑑定業者に対する監督処分の公告	規則42① XIII	規則42①	自治	—	—



備考	権限移譲後		
	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		

2-36 法令名： 不動産の鑑定評価に関する法律（S38法152）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
45①	不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査	規則42① XIV	規則42①	自治	45①	—
46	不動産鑑定業者に対する助言及び勧告	規則42① XV	規則42①	自治	—	—
17①③	不動産鑑定士の登録等	規則43① I	—	—	—	—
18	不動産鑑定士の変更の登録	規則43① II	—	—	—	—
19①	不動産鑑定士の死亡等の届出の受理	規則43① III	—	—	—	—
20①	不動産鑑定士の登録の消除	規則43① IV	規則43①	—	—	—
40①～③	不動産鑑定士に対する懲戒処分	規則43① V	規則43①	—	—	—
42	不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理	規則43① VI	—	自治	—	—
43①～③	不動産鑑定士に対する聴聞等	規則43① VII	—	—	—	—
43④	土地鑑定委員会への意見聴取	規則43① VIII	規則43①	—	—	—
44	不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告	規則43① IX	規則43①	—	—	—
50	不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等	規則43① X	規則43①	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	域外
自治	○	事後報告	域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治	○	事後報告	域外

(*) 国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。

○ 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-③⑦ 法令名： 宅地造成等規制法 (S36法191)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3③	都道府県知事が宅地造成工事規制区域を指定するときに報告を受けること	規則31	—	—	—	—	—	—	法定	
<3③>	都道府県知事が造成宅地防災区域を指定するとき に報告を受けること※20③において準用	規則31	—	—	—	—	—	—	法定	



2-38 法令名： 住宅地区改良法 (S35法84)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 国の関与 (メルクマール)
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(市町村)	規則18	—	—	—
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(都道府県)	規則18	—	—	—
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(市町村)※29①において準用	規則18	—	—	—
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(都道府県)※29①において準用	規則18	—	—	—
32	市町村又は都道府県から、住宅地区改良事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の求めを受けること	規則18	規則18	自治	32
33①	市町村長(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18	規則18	—	—
33①	都道府県知事(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18	規則18	—	—
34	市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18	規則18	自治	34
34	都道府県に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18	規則18	自治	34
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(市町村)	規則18	—	—	—
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(都道府県)	規則18	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外

2-39 法令名： 下水道法 (S33法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
2の2⑦	流域別下水道整備総合計画に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23 I	—	—	—	—
<2の2⑦>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。)*2の2⑨において準用	規則23 III	—	—	—	—
2の2⑧	流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23 III	—	—	—	—
<2の2⑧>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)*2の2⑨において準用	規則23 III	—	—	—	—
4①	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る認可	規則23 II	—	自治	—	—
4②	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23 III	—	—	—	—
25の3①	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る認可	規則23 III	—	—	—	—
<25の3①>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る認可*25の3④において準用	規則23 III	—	—	—	—
25の3③	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23 III	—	—	—	—
<25の3③>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取*25の3④において準用	規則23 III	—	—	—	—
37①	指示(下水道管理者)	規則23 IV	規則23	自治	—	指示①(37②)
37②	指示(都道府県知事)	規則23 IV	規則23	—	—	—
39①	報告の徴収	規則23 V	規則23	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		協議	
法定		協議	
法定			
法定			
自治		協議	
自治			
自治		協議	
自治		協議	
自治			
自治			
法定	○		
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 指示

(1)その他、個別の法律における必要性から特別に国が指示することができる場合

2-40 法令名： 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（S33法98）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定めるとき等)	省令15	—	—	—	—			例外	
<3の2②>	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に関する都市計画を定めるとき等)※4②において準用	省令15	—	—	—	—			例外	
18②	施行者(都県)から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること	省令15	—	自治	—	—	自治			
28①	施行者(都県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	省令15	自治	—	—	法定	○		
29①	施行者(都県)に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと	省令15	省令15	自治	29①	—	法定	○		



2-④① 法令名： 特定多目的ダム法 (S32法35)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
31①③	特定多目的ダムの操作規則を定めること等	規則10 I	—	—	—	—	法定	承認	対応策	
32①	危険防止のために通知し、必要な措置をとること。	規則10 II	—	法定 (2)②	32①	—	法定	指示 事後報告	対応策	



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-42 法令名： 高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】					
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等	規則9	—	—	—	—
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等	規則9	—	—	—	—
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9	—	—	—	—
8①④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等	規則9	—	—	—	—
11の2①②⑤	高速自動車国道との連結許可	規則9	—	—	—	—
11の5②、11の6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則9	—	—	—	—
11の7	連結許可等に条件を付すこと	規則9	—	—	—	—
〈道路法7①①～③〉	連結許可等に対する監督処分等 ※11の8において準用	規則9	—	—	—	—
13①②	特別沿道区域の指定	規則9	—	—	—	—
14②～⑥等	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等	規則9	—	—	—	—
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償	規則9	—	—	—	—
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等※15③において準用	規則9	—	—	—	—
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 ※16において準用	規則9	—	—	—	—
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等※16において準用	規則9	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-42 法令名： 高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<15①②>	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償※16において準用	規則9	—	—	—	—
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置	規則9	—	—	—	—
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令	規則9	—	—	—	—
19①	道路監視員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること	規則9	—	—	—	—
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9	—	—	—	—
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定	規則9	—	—	—	—
<8③>	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること※21③において準用	規則9	—	—	—	—
23①	道路に関する調査等	規則9	—	—	—	—
<道路法95の2②>	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整※24の2において準用	規則9	—	—	—	—
25①	道路法の適用	規則9	—	—	—	—
	【道路管理者としての権限】					
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9	—	法定(2)①	—	—
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9	—	自治	—	—



事務区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
			例外
法定			対応策
法定			対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国立公園内における指定等に関する事務

2-43 法令名： 駐車場法 (S32法106)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4③④	【道路管理者としての権限】 駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、 定めた際の通知を受けること	規則5 I	—	自治 法定 (2)①	—	—	法定	事後報告	対応策	



(*) 現行の県の事務：都道府県→自治、道路管理者→法定

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

- ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-44 法令名： 道路整備特別措置法 (S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10①、④ ～⑦	地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等	規則17 I	—	—	—	
11①、④ ～⑥	地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17 II	—	—	—	
15①、④ ～⑥	地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等	規則17 III	—	—	—	
18①、④ ～⑥	有料道路管理者が行う道路の新設等に係る許可等	規則17 IV	—	—	—	
19①、④、⑤	有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17 V	—	—	—	
20①	地方道路公社への資金の貸付	規則17 VI	—	—	—	
21①⑤	地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等	規則17 VII	—	—	—	
21④	有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理	規則17 VIII	—	—	—	
24③	地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可	規則17 IX	—	—	—	
27①～④	都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等	規則17 X	—	自治	—	
27⑥	都道府県からの報告の徴収	規則17 XI	—	—	—	
38①	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】	規則17 XII	—	自治	—	
38②、③、④	地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと。※38③において準用	規則17 XIII	—	—	—	
46①	地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと。	規則17 XIV	—	自治	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		承認	対応策
法定		事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外

2-④④ 法令名： 道路整備特別措置法(S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
48①	地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと。	規則17X V	—	—	—	—	法定	○	事後報告	例外
50⑤	有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること。	規則17X VI	—	—	—	法定	—	—	承認	例外



2-45 法令名： 都市公園法 (S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】			国営公園・都道府県管理の公園に対して		市町村管理の公園に対して		
30①	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けけること	令33	—		—	—	—	—
30②	都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等	令33	令33		—	—	—	—
31	都市公園の行政又は技術に関する勧告等	令33	令33	自治	自治	31	—	—
	【公園管理者としての権限】			国営公園	都道府県管理の公園			
202	都市公園の設置	令33	—	自治	—	—	—	—
203	都市公園の管理	令33	—	自治	—	—	—	—
5①②	公園施設の設置又は管理の許可等	令33	—	自治	—	—	—	—
5の2①②	兼用工作物の管理	令33	—	自治	—	—	—	—
503	公園管理者の権限の代行	令33	—	自治	—	—	—	—
6①～③、7	都市公園の占用の許可等	令33	—	自治	—	—	—	—
8	許可の条件を付すこと	令33	—	自治	—	—	—	—
9	国が行う都市公園の占用の特例許可のための協議	令33	—	自治	—	—	—	—
10②	原状回復等の指示	令33	—	自治	—	—	—	—
12①	国の設置に係る都市公園における行為許可	令33	—	—	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	権限移譲後		備考
		大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定				
法定	○		事後報告	例外
法定	○		事後報告	例外
法定			事後報告	例外
法定				
法定	○		指示 事後報告	例外 P
法定			事後報告	対応策
法定			事後報告	対応策
法定			事後報告	対応策
法定			事後報告	対応策
法定			事後報告	対応策
法定			事後報告	対応策
法定	○		指示 事後報告	対応策
法定			事後報告	対応策

2-45 法令名： 都市公園法 (S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			備考		
			事務の区分 (メルフォーム)	大臣並行権限	事務の区分 (メルフォーム)		大臣並行権限	国の関与 (メルフォーム)
(8)	許可の条件を付すこと ※12②)において準用	令33	/	/	-	-	-	-
12の6	兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議	令33	/	/	-	-	-	-
13	都市公園の損傷等の原因者の負担	令33	/	/	自治	-	-	-
14②	附帯工事に要する費用を負担させること	令33	/	/	自治	-	-	-
16	都市公園の保存	令33	/	/	自治	-	-	-
17①③	都市公園台帳の作成・保管等	令33	/	/	自治	-	-	-
20	都市公園を立体区域とすること	令33	/	/	自治	-	-	-
22①②	公園一体建物に関する協定	令33	/	/	自治	-	-	-
25①③	公園保全立体区域の指定	令33	/	/	自治	-	-	-
26②④	公園保全立体区域における行為の制限	令33	/	/	自治	-	-	-
27①～⑦、⑩	都市公園における監督処分	令33	/	/	自治	-	-	-
28①～④	監督処分に伴う損失の補償	令33	/	/	自治	-	-	-
(20の3)	公園予定区域の管理 ※33④)において準用	令33	/	/	自治	-	-	-
(5①②)	予定公園施設の設置又は管理の許可等 ※33④)において準用	令33	/	/	自治	-	-	-
(6①～③、7)	公園予定区域の占用の許可等 ※33④)において準用	令33	/	/	自治	-	-	-



事務の区分 (メルフォーム)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルフォーム)	
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定	○	同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

2-45 法令名： 都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			
			事務の区分 (メルフォーム)	大臣並行権限	事務の区分 (メルフォーム)	大臣並行権限
〈8〉	許可の条件を付すこと ※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈9〉	国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈10(2)〉	原状回復等の指示 ※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈12(1)〉	国の設置に係る公園予定区域における行為許可 ※33(4)において準用	令33	/	/	—	—
〈13〉	公園予定区域の損傷等の原因者の負担 ※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈14(2)〉	附帯工事に要する費用を負担させること ※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈25①③〉	公園予定区域の公園保全立体区域の指定 ※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈26②④〉	公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈27①～⑦、⑩〉	都市公園予定区域における監督処分 ※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—
〈28①～④〉	監督処分に伴う損失の補償 ※33(4)において準用	令33	/	/	自治	—



事務の区分 (メルフォーム)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルフォーム)	
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
3⑤	土地区画整理事業を施行すること等	規則24	—	—	—	—
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	—	自治	—	—
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24	—	自治	—	—
55⑧	・都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	自治	—	—
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24	—	自治	—	—
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24	—	—	—	—
<65>	評議員の選任等※71で準用	規則24	—	—	—	—
71の2①、71の3④⑥⑦⑧⑩	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))	規則24	—	自治	—	—
71の3⑭、⑰の3④⑥⑦⑧⑩⑪	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))※71の3⑮において準用	規則24	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			例外
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告(図書の送付を受けることについて)	
自治		事後報告	例外
自治		事後報告	例外
自治		事後報告(71の2①)	
自治		事後報告(71の3⑭)	

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
86① 87②③	換地計画の決定	規則24	—	自治	—	—
88②③④ ⑤⑥⑦	換地計画の縦覧等	規則24	—	自治	—	—
90①	換地不交付	規則24	—	自治	—	—
91②	過小宅地の基準の設定	規則24	—	自治	—	—
93①②④ ⑤	宅地の立体化等	規則24	—	自治	—	—
95⑦	特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	—	自治	—	—
96③	保留地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	—	自治	—	—
97③	換地計画の変更	規則24	—	自治	—	—
98①②③	仮換地の指定等	規則24	—	自治	—	—
99②	仮換地の効力発生日の通知	規則24	—	自治	—	—
100①	使用収益の停止	規則24	—	自治	—	—
100の2	仮換地に指定されない土地の管理	規則24	—	自治	—	—
102①②	仮清算金の徴収・交付	規則24	—	自治	—	—
103④	換地処分をした場合において、その旨を公告すること	規則24	—	自治	—	—
106②③ ④	公共施設の管理の引継等	規則24	—	自治	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
107①②	換地処分の登記所への通知等	規則24	—	自治	—	—
108①②	保留地等の処分	規則24	—	自治	—	—
109①②	減価補償金の交付等	規則24	—	自治	—	—
110①③④⑤⑧	清算金の徴収・交付等	規則24	—	自治	—	—
111①②	清算金等の相殺	規則24	—	自治	—	—
112①	清算金の供託	規則24	—	自治	—	—
114③④	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—	—
116④⑤	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—	—
117の2③④	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24	—	自治	—	—
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24	—	—	—	—
120①②	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24	—	自治	—	—
123①②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	規則24	自治 (123①のみ)	123	—
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24	規則24	—	—	—
135①②	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24	—	自治	—	—



事務区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外 P
			例外 P
			例外 P
			例外 P
			例外 P
			例外 P
			例外 P
			例外 P
			例外 P
自治			
法定	○	事後報告	例外 P
法定	○	事後報告	例外 P
			例外 P

2-4① 法令名： 宅地建物取引業法 (S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①③	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等	規則32①	-	自治	-	-
3の2①	免許に条件を付し、及びこれを変更すること	規則32①	-	自治	-	-
4①	免許申請書の受理	規則32①	-	自治	-	-
6	免許証の交付	規則32①	-	自治	-	-
8①②	宅地建物取引業者名簿への登載	規則32①	-	自治 法定 (7)(*1)	-	-
9	免許申請事項の変更の届出受理	規則32①	-	自治	-	-
10	宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること	規則32①	-	自治 法定 (7)(*1)	-	-
11①	廃業等の届出受理	規則32①	-	自治	-	-
25④⑥⑦	営業保証金供託済の届出、催告、免許取消	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 ※26②において準用	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出※64の7③において準用	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出 ※64の15において準用	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出※64の23において準用	規則32①	-	自治	-	-
28②	営業保証金の不足額の供託の届出	規則32①	-	自治	-	-
50②	業務を行う場所の届出	規則32①	-	自治	-	-



備考	権限移譲後		
	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		
域外	自治		

2-4⑦ 法令名： 宅地建物取引業法 (S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
64の4②	宅地建物取引業保証協会の社員身分喪失の報告	規則32①	—	自治	—	—
65①②	宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止 (*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
66①②	宅地建物取引業者の免許の取消し	規則32①	規則32①	自治	—	—
67①	宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し	規則32①	規則32①	自治	—	—
69①②	聴聞を行うこと (*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
70①③	監督処分公告、報告徴収 (*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
71	宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告 (*2)	規則32①	規則32①	自治	71	—
72①②	宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査 (*2)	規則32①	規則32①	自治	72	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治	○	事後報告	域外
自治	○	事後報告	域外

(*1) 国交大臣の免許を受けた宅建業者に係る宅建業者名簿の備付等に関するもの限り法定受託事務

(*2) 宅建業者の支店等に関しては、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行うことができる。

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-48 法令名： 道路法(S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限
	【国土交通大臣の権限】				
75⑥	路線認定の協議に係る裁定等	令39②	—	—	—
<75⑥>	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定※13⑤において準用	令39②	—	—	—
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)	令39②	—	—	—
19②③	境界地の管理の方法の協議に係る裁定	令39②	—	自治	—
19の2②③	共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定	令39②	—	自治	—
25①③④	橋等の料金徴収に関する届出等	令39②	—	—	—
26①②③④	橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等	令39②	—	自治	事後報告(26)
<19②>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定※54②において準用	令39②	—	自治	—
<7⑥>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54②において準用する19②において準用	令39②	—	自治	—
<19の2②>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定※54の2②において準用	令39②	—	自治	—
<7⑥>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54の2③において準用	令39②	—	自治	—
74	国道新設等の認可	令39②	—	—	—
75①	道路管理者に対する措置等の指示(指定区間外の国道)	令39②	令39③	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の譲与(メルクマール)	
法定		協議	例外
法定		事後報告	例外
法定		承認	対応策
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外
法定	○	事後報告	例外

2-48 法令名： 道路法(S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠		大臣の執行権留保		同種事務を都道府県が行う場合		
		令39②	令39③	令39②	令39③	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の譲与 (メルクマール)
75② I ③ I	道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等)	令39②	令39③	—	—	自治	75③ I	—
75② II ③ II	道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等)	令39②	令39③	—	—	自治	75③ II	—
76	道路管理者からの報告の受理	令39②	—	—	—	自治	—	—
77①②	道路に関する調査	令39②	令39③	—	—	—	—	—
78	道路行政等に対する勧告等	令39②	令39③	—	—	自治	—	—
79①	社会資本整備審議会への諮問	令39②	—	—	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の譲与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	承認	例外

2-48) 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合								
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)				
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
	【道路管理者としての権限】											
12	国道の改築等	令39①	—	法定 (2)①	—	—	—	—	—	—	—	—
13①	指定区域内の国道の維持・修繕	令39①	—	法定 (2)①	13③	自治	—	—	—	—	—	—
18①②	国道の区域決定、供用開始等に係る公示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
19の2① ⑤	共用管理施設の管理に係る協議等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
20①②⑥	兼用工作物の管理に係る協議等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
21	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
22①	工事原因者に対する工事施工命令等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
23①	附帯工事の施工	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
24の2① ③	駐車場に係る駐車料金の徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	—	—	—
24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
28①③	道路台帳の調製等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
32①~ ⑤、33① ②、34、 35、36① ②	道路占用の許可等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

2-48) 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
37①~③	道路の占用の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
38①②	道路の占有に関する工事の施工等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
39①	占有料の徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	対応策
40②	原状回復の指示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
42①	道路の維持又は修繕	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
43の2	車両の積載物の落下等の予防措置等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
44①②④	損害予防のための区域の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
44の2① ~⑤⑦	違法放置物件に対する措置等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
45①	道路標識等の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
46①③	通行の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47の2① ②⑤	限度を超える車両の通行の許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47の2③	限度を超える車両の通行の許可に係る手数料の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	対応策
47の3① ②	車両の通行に関する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47の4① ②	制限を行う場合の道路標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-48 道路法 (S27法180)
法令名: 道路法 (S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考	
				補助国道		都道府県道			
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
47の5① ③~⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
47の6	道路の立体的区域の決定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
47の7① ②	道路一体建物に関する協定の締結等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
47の10① ③	道路保全立体区域の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48②④	道路保全立体区域内の制限	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の2① ④	自動車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の5① ~④	自動車専用道路との連結許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の7① ②	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の8 ②、48の 9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の10	連結許可等に条件を付すこと	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の12	違反行為に対する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の13① ~⑤、48 の14①	自転車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-48 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の事への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
48の16	違反行為に対する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の17①	利便施設協定の締結等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の18① ～③	利便施設協定の公告、縦覧等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
54①	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
54の2① 等	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
55①②	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
58①	原因者負担金の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
59③	附帯工事に要する費用の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
61①②	受益者負担金の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
62	道路の占有に関する工事の費用負担	令39①	—	—	—	—	—	—	—
66①	他人の土地への立入等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
67の2① ～⑤	放置車両の移動等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
68①②	災害時における土地の一時使用等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
69①～③	損失の補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策

2-48 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の事への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考	
				補助国道		都道府県道			
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
71①~⑤	監督処分	令39①	—	法定 (2)① (71④)自治)	—	自治	—	—	—
72①③	監督処分に伴う損失補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
<69②③>	損失を受けたものとの協議等 ※72②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
73①~③	負担金等の強制徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
87①	許可等に条件を附すこと	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
91①	道路予定区域の行為許可等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<32①~ ⑤、33① ②、34、 35、36① (2)>	道路予定区域の占用の許可等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<37①~ ③>	道路予定区域の占用の禁止等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<38①②>	道路予定区域の占用に関する工事の施工等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<39①②>	道路予定区域の占用料の徴収等 ※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
<40②>	道路予定区域の原状回復の指示 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<44①② ④>	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<44の2 ①~⑤ ⑥>	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<47の10 ①③>	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—



権限移譲後		備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
法定	○	指示 事後報告 対応策
法定		承認 対応策
法定		承認 対応策
法定	○	指示 事後報告 対応策
法定		事後報告 対応策
法定		事後報告 対応策
法定		事後報告 対応策
法定		事後報告 対応策
法定		事後報告 対応策
法定		承認 対応策
法定	○	指示 事後報告 対応策
法定	○	指示 事後報告 対応策
法定	○	指示 事後報告 対応策
法定	○	指示 事後報告 対応策

2-48) 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				国の関与 (メルクマール)	
				補助国道		都道府県道			
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
<48②~ (4)>	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 ※91②において準用	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
<71①~ (5)>	道路予定区域の監督処分※91②において準用	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
<72①③>	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 ※91②において準用	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
<87①>	道路予定区域の許可等に条件を附すこと ※91②において準用	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
<92④>	道路予定区域の不要用物件の交換等 ※91②において準用	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
<93>	道路予定区域の不要用物件の使用の申出 ※91②において準用	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
91③④	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
92①④	不要用物件の交換等	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
93	不要用物件の使用の申出	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
94①③	不用物件の返還	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—
95の2① ②	公安委員会との調整	令39①	—	大臣並行権限	—	事務区分	—	国の関与	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定		事後報告	対応策
法定			対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理並びに国立公園の管理並びに国定公園内の管理等に関する事務

2-49 法令名：官公庁施設の建設等に関する法律（S26法181）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
8①	庁舎が保安上又は防火上危険であると認められる場合の各省各庁の長に対する措置の勧告	規則3	—	—	—	—			例外	P
13①②	関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構造並びに保全に関する勧告等	規則3	規則3	—	—	—			例外	P
13③	建築物の保全に関する実地指導	規則3	—	—	—	—			例外	P



2-50 法令名： 公営住宅法 (S26法193)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
11①②	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知	規則28①	規則28	自治	—	—
37①	公営住宅等の用途廃止の承認	規則28②	—	—	—	—
44①③	公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認	規則28③	—	—	—	—
45①②	社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認	規則28④	—	—	—	—
46①	他の地方公共団体への譲渡の承認	規則28⑤	—	—	—	—
49①	事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること。	規則28⑥	規則28	自治	49	—
50	国の補助金の返還命令等	規則28⑦	規則28	—	—	—
51 I	厚生労働大臣との協議 (補助金の交付決定)	規則28⑧	規則28	—	—	—
51 II III	厚生労働大臣との協議 (譲渡の承認等)	規則28⑨	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	承認	例外
法定	○	承認	例外
法定		承認	例外

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
18①	事業認定申請書の提出を受けること	規則26	—	自治	—	—
19①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下	規則26	—	自治	—	—
20	事業の認定	規則26	—	自治	—	—
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—
23①②	事業認定に係る公聴会の開催	規則26	—	自治	—	—
24①③	事業認定申請書の送付及び縦覧	規則26	—	自治	—	—
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等	規則26	—	—	—	—
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			※
法定			※
法定	○	事後報告	※
法定			※
法定			※
法定			※
法定			※
法定			※
法定		承認	対応策 (17①Hに掲げる事業に関するもの) ※

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
26①③	事業の認定の告示	規則26	—	自治	—	—
26②	事業の認定の告示(都道府県知事から事業認定の告示の報告を受けること等)	規則26	—	自治	—	—
26の2①	起業地を表示する図面の長期縦覧	規則26	—	自治	—	—
27①~④ ⑥⑦	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分	規則26	—	—	—	—
28	事業の認定の拒否	規則26	—	自治	—	—
30②③	事業の廃止又は変更の報告を受けること	規則26	—	—	—	—
32①②	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26	—	自治	—	—
33	手続の保留の告示	規則26	—	自治	—	—
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること	規則26	—	自治	—	—
131の2	事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略	規則26	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	※
法定		事後報告	例外
法定			※
法定	○	事後報告	例外
法定			※
法定		事後報告	例外
法定			※
法定			※
法定			※
法定			※

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)
<18①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること※138において準用	規則26	—	—	—
<19①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下※138において準用	規則26	—	—	—
<20>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定※138において準用	規則26	—	—	—
<21①②>	権利、物件及び土砂石れき等の管理者及び関係行政機関の意見の聴取※138において準用	規則26	—	—	—
<22>	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取※138において準用	規則26	—	—	—
<23①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催※138において準用	規則26	—	—	—
<24①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付及び縦覧※138において準用	規則26	—	—	—
<25②>	利害関係人の意見書の送付を受けること等※138において準用	規則26	—	—	—
<25の2①>	社会资本整備審議会等の意見の聴取※138において準用	規則26	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	
法定			※
法定			※
法定	○	事後報告	※
法定			※
法定			※
法定			※
法定			※
法定			※
法定		承認	対応策 (17①IIIに掲げる事業に関するもの) ※

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
<26①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示※138において準用	規則26	—	—	—
<26②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示(都道府県知事から報告を受けること等)※138において準用	規則26	—	—	—
<26の2①>	権利、物件及び土砂石れき等を表示する図面の長期縦覧※138において準用	規則26	—	—	—
<27①～④⑥⑦>	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分※138において準用	規則26	—	—	—
<28>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の拒否※138において準用	規則26	—	—	—
<30②③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止又は変更の報告を受けること※138において準用	規則26	—	—	—
<32①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26	—	—	—
<33>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の告示※138において準用	規則26	—	—	—
<125①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること※138において準用	規則26	—	—	—
<131の2>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略※138において準用	規則26	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	※
法定		事後報告	例外
法定			※
法定	○	事後報告	例外
法定			※
法定		事後報告	例外
法定			※
法定			※
法定			※
法定			※

※17①Ⅲに掲げる事業に関するものは例外(P)

2-52 法令名： 建築基準法 (S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠		大臣の執行権留保		同種事務を都道府県が行う場合		
		規則12	規則12	規則12	規則12	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9の3①②	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知	規則12	規則12	—	—	自治	—	—
14①②	勧告、助言又は援助	規則12	規則12	規則12	14②	自治	14②	—
16	必要な報告等	規則12	規則12	規則12	16	法定 (1)	16	—
17②④⑨⑩	特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等	規則12	規則12	規則12	17④⑩	自治	17④⑩	—
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(市町村)への承認	規則12	—	—	—	—	—	—
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(都道府県)への承認	規則12	—	—	—	—	—	—
68の2⑤	用途地域の制限緩和に係る市町村への承認	規則12	—	—	—	—	—	—
77の58①②、77の60	建築基準適合判定資格者の登録	規則12	—	—	—	—	—	—
77の61	建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理	規則12	—	—	—	—	—	—
77の62①②③	建築基準適合判定資格者の登録の消除等	規則12	—	—	—	—	—	—
77の65	手数料の納付	規則12	—	—	—	—	—	—
85の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認	規則12	—	—	—	—	—	—
6の2①、7の2①	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定(*)	省令80	—	—	—	自治	—	—
77の18③	指定確認検査機関指定時に特定行政庁の意見を聴くこと(*)	省令80	—	—	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
法定		事後報告	例外
自治			
自治			

2-52 法令名： 建築基準法 (S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
770の20、 770の21① ～③	指定確認検査機関の指定、指定の公示、名称等の変更の届出受理等(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の22① ②④	指定確認検査機関の業務区域の増加等の認可等(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の18 ③、770の20)	指定確認検査機関の業務区域増加認可時に特定行政庁の意見を聴くこと等(＊)※770の22③において準用	省令80	—	自治	—	—
770の23①	指定確認検査機関の指定の更新(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の18 ③、770の20)	指定確認検査機関指定更新時に特定行政庁の意見を聴くこと(＊)※770の23②において準用	省令80	—	自治	—	—
770の24③ ④	確認検査員の選任又は解任の届出受理等(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の27① ③	確認検査業務規程の認可、変更命令等(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の30① ②	確認検査機関に対する監督命令(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の31① ③④	確認検査機関に対する報告徴収・立入検査等(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の33	指定確認検査機関に対する配慮(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の34① ③	確認検査業務の休止又は廃止の届出受理等(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の35① ～③	指定確認検査機関の指定の取消し等(＊)	省令80	—	自治	—	—
770の21①	指定確認検査機関の指定(＊)※87①において準用	省令80	—	自治	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-52 法令名： 建築基準法 (S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
(6)2 ①、7)2 ①)	指定確認検査機関の指定(*)※87の2①において準用	省令80	—	自治	—	—	自治			
(6)2 ①、7)2 ①)	指定確認検査機関の指定(*)※88①②において準用	省令80	—	自治	—	—	自治			



(*) 確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務